

# 第 1557 条：マーケットプレイスにおける健康保険やその他の健康保険の補償範囲

---

第 1557 条は 2010 年の医療保険制度改革法の公民権に関する条項です。第 1557 条では、特定の健康維持プログラムや活動において、人種、肌の色、出身国、性別、年齢、障がいによる差別を禁止しています。第 1557 条の最終規制は、Medicare を受け入れる病院や Medicaid の支払いを受ける医者など、Department of Health and Human Services (HHS、保健社会福祉省) から援助金を受け取るあらゆる健康維持プログラムや活動に適用されます。また、マーケットプレイスに参加する健康保険マーケットプレイスや発行者、HHS 自体が管理する健康プログラムにも適用されます。健康保険またはグループ健康保険プランのベネフィット設計への変更を義務付ける規制条項では、2017 年 1 月 1 日付けまたはそれ以降に開始する初年度（個人用保険年度における）の初日を適用日とします。

第 1557 条は様々な健康保険に申し込んだ個人に対する無差別の保護にまで及びます。対象となる事業体には以下のものが含まれます。

- 助成金、資産、連邦が運営する Medicaid のマッチングファンド、Medicare パート D の支払いおよび ACA 第 1 編の財政支援などの援助を受ける健康保険発行者、病院、診療所、開業医、コミュニティヘルスセンター、介護施設、州が運営する Medicare 機関など
- 州ごとの連邦政府が推奨する健康保険マーケットプレイス
- HHS が管理するすべての健康維持プログラムと活動

## 健康保険の補償範囲に対する保護

人種、肌の色、出身国、性別、年齢、障がいに基づく以下の行動は禁止されています。対象となる事業体は、差別に基づいて特に以下の行為をしてはいけません。

- 健康保険プランまたはその他健康保険の補償範囲の発行や更新を却下、拒否、取り消し、制限、拒否すること。
- クレームを却下または制限したり、追加のコストシェアリングやその他補償範囲の制限や条件を課すこと。
- 差別的な販売活動に携わったり、健康保険またはその他健康保険の補償範囲において差別的なベネフィットの設計を採用したり、実行すること。

第 1557 条に関する詳細情報は、<http://www.hhs.gov/civil-rights/for-individuals/section-1557> をご覧ください。